

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)

## 1ヵ月単位の変形労働時間制を経営者も従業員も本当にわかっていますか？

週休 2 日制の普及、年間休日日数の増加、業務の繁閑に応じた労働時間の配分等を行うことによって労働時間の短縮が目標ということで、1 ヵ月単位の変形労働時間が導入されました。

しかしながら、就業規則や労使協定書に導入をされていることが、うたっていないながらも本当にわかっている総務も従業員は少数ではないかと思われます。

そこで、今回は変形労働時間制について詳しく考えることにしました。

様式第 3 号の 2（労基法第 32 条の 2）の労使協定を作成することによって変形労働時間制が理解できると思われます。

① 変形期間と変形期間の起算日 期間は 1 ヵ月以内です。起算日は、毎月 1 日

ということは、賃金締切日は、月末、賃金支払い日は、翌月 10 日

②対象労働者の範囲 ③協定の有効期間

④労働時間が最も長い日の労働時間 15 時間

⑤労働時間が最も長い週の労働時間 45 時間

⑥変形期間中の各日及び各週の労働時間及び所定休日

以上を決めなければなりません。一番重要なのは、起算日の前に⑥を作成して、従業員に連絡すること。そして、労働時間の管理つまり時間外労働の管理をちゃんとすることです。具体例で考えます。

第 1 週の所定労働時間は 40 h 第 2 週の所定労働時間は 38 h

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	8h	8h	8h	8h	8h			6h	6h	7h	7h	8h	4h
労働												1h	3h

第 3 週の所定労働時間は 42 h

第 4 週の所定労働時間は 36 h

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	6h	8h	8h	10h	10h			6h	6h	8h	8h	4h	4h
					1h							2h	2h

29	30	31	
日	月	火	
	8h	8h	

第5週の所定労働時間は16h

1ヵ月の所定労働時間172時間(=40+38+42+36+16)、1箇月の法定労働時間は177.1時間 13日に1時間プラス労働すると、その日は所定が8時間なので1時間分の時間外労働になります。14日の3時間は、4時間+3時間で、一日8時間内にありますので、一日の時間外労働は発生しませんが、週単位を考えると、3時間の時間外労働の内2時間分は、それを足すと40時間分になりますので、時間外にはなりません。しかし、3時間分のあとの1時間を足すと、41時間になりますので、1時間の時間外労働になります。 20日の1hは1時間分の時間外労働になります。 27日の2時間と28日の2時間は、各日とも2時間を足しても8時間未満なので、法定内労働になります。( ×1 ) 最後に、変形労働時間内の時間外を見ます。172+(14日の2時間+27日の2時間+28日の2時間)=172+6=178時間になります。つまり、178-177.1=0.9時間が変形労働時間中の時間外労働になります。 この場合は、時間単価に1.25×0.9ではなく、時間単価に0.25×0.9であることを理解しなければなりません。

最後に、割増賃金の計算方法をここに示します。まず、計算がわかりやすいように、時給は1,000円とします。

①基本賃金  $1,000 \times 172 \text{ 時間} = 17 \text{ 万 } 2,000 \text{ 円}$

②法定内労働 (14日の2時間と27日の2時間と28日の2時間=6時間)

$$1,000 \text{ 円} \times 1 \times 6 \text{ 時間} = 6,000 \text{ 円}$$

③時間外労働 (13日の1時間+14日の1時間+20日の1時間=3時間)

$$1,000 \text{ 円} \times 1.25 \times 3 \text{ 時間} = 3,750 \text{ 円}$$

④時間外労働 (変形労働時間内の時間外 :  $172+2+2+2-177.1=0.9 \text{ 時間}$ )

$$1,000 \text{ 円} \times 0.25 \times 0.9 \text{ 時間} = 225 \text{ 円}$$

∴  $17 \text{ 万 } 2,000 \text{ 円} + 6,000 \text{ 円} + 3,750 \text{ 円} + 225 \text{ 円} = 18 \text{ 万 } 1,975 \text{ 円}$ となります。

ここで、運用面で、1日、1週、変形期間の3つで時間外労働を計算しなければなりませんので、たいへん複雑になります。特に、変形期間での時間外労働は、説明をする方も聞く方も大変であると思います。そこで、実際に、1か月変形を導入している企業の中には、日単位だけで時間外を計算しているところもあります。これは、労働者有利になりますので、導入には、何ら問題はないと思います。